

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年3月26日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400450号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400086号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を18万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年12月25日

A社に勤務中の平成15年12月25日に支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録がもれている。賞与の振込が確認できる預金通帳の写しを提出するので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る預金通帳の写し及び複数の同僚の賞与明細書により、請求者は、平成15年12月25日にA社から賞与の支給を受け、賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、請求者から提出された預金通帳の写しに記載されている賞与入金額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から18万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについていずれも不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400432号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2400028号

第1 結論

昭和59年9月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和59年9月から昭和61年3月まで

祖母から年金は払っておいた方がいいと言われて渡された10万円を、請求期間の国民年金保険料としてA町(現在は、B市)の役場で加入手続をし、役場内の金融機関の出張所において納付書を使用せず現金にて一括納付した。時期は、現在の年金の納付記録から昭和61年4月だと思われるので、記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A町役場において、国民年金の加入手続をし、請求期間に係る国民年金保険料を役場内の金融機関の出張所において納付書を使用せず現金にて納付したと主張している。

しかしながら、請求者の年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により昭和61年10月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点において、請求期間の国民年金保険料は過年度保険料として納付が可能であったが、B市は、請求期間当時、A町役場内の金融機関の出張所では、過年度分の保険料の納付が可能であったか不明の旨回答している上、過年度保険料は社会保険事務所(当時)で納付書を発行しなければ納付できない旨回答していることから、請求期間の国民年金保険料を納付書を使用せずに納付することはできない。

また、B市は、請求期間当時のA町に係る国民年金領収済通知書兼検認票は保存されているが、請求者の請求期間に係る当該通知書兼検認票はない旨回答している上、同市から提出された請求者に係る国民年金保険料納付書により昭和61年度分の国民年金保険料が昭和62年4月15日に役場窓口で一括納付されていることが確認でき、オンライン記録において、請求者が同日より前に国民年金保険料を納付した記録はない。

さらに、A町に係る被保険者名簿における請求者の国民年金保険料の納付記録は、オンライン記録と一致しており、請求期間の国民年金保険料が納付されたことを示す記載はない。

加えて、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったものの、請求者に別の国民年

金手帳記号番号が払い出された形跡はない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情はない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。